

令和3年 東川町議会 第3回臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和3年4月9日
2. 招集場所 東川町議会議場
3. 開 会 令和3年4月9日 午後1時30分
4. 閉 会 令和3年4月9日 午後2時18分
5. 会 期 1日間
6. 応招議員
1番 杉 本 岳 大
2番 山 家 祥 幸
3番 飯 塚 達 央
4番 薦 田 敏 次
5番 能 登 暢 吉
6番 畑 中 雅 晴
7番 藤 倉 智恵子
8番 安 原 芳 博
9番 正 満 正 義
10番 鈴 木 哉 美
11番 鶴 間 松 彦
12番 高 橋 昭 典
7. 不応招議員 な し
8. 出席議員 応招議員に同じ
9. 欠席議員 な し
10. 地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名
町 長 松 岡 市 郎 保健福祉課長 佐々木 英 樹
副 町 長 平 田 章 洋 産業振興課長 菊 地 伸
副 町 長 市 川 直 樹 診療所事務長 金 山 裕 之
教 育 長 杉 山 昌 次 東川スタイル課長 高 石 大 地
企画総務課長 窪 田 昭 仁
11. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長 本多 大樹 書記 畑山 美里 書記 柳澤 奨一郎
12. 町長提出議案の題目
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度東川町一般会計補正予算(第12号))
議案第2号 令和3年度 東川町一般会計補正予算(第1号)について
13. 議員提出議案の題目
な し
14. 議 事 日 程
議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
15. 会議録署名議員
議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
6番 畑中雅晴議員、7番 藤倉智恵子議員。

○開 会

議長（高橋昭典君） ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。よって、令和3年東川町議会第3回臨時会は成立しますので、開会します。
これより直ちに本日の会議を開きます。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君） 町長より本臨時会招集の挨拶があります。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君） （登壇）
今日は第3回の臨時会、招集させていただきましたけれども、全員の議員の皆様方のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
令和3年度入りまして早々の臨時会ということになりましたけれども、今回の提出案件につきましては、今年1月に内閣府にあげておりました地方創生推進交付金等が決定したということと、併せてコロナワクチンの接種にかかる補正などを行おうということでご提案をさせていただきまして、全会一致で議決を賜りますようお願いを申し上げます。
ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議事日程に従い議事を進めます。

○日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番畑中雅晴議員、7番藤倉智恵子議員を指名します。

○日程第2 会期の決定

議長（高橋昭典君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。
本臨時会は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

○日程第3 諸般の報告

議長（高橋昭典君） 日程第3「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。

町長（松岡市郎君） ありません。

議長（高橋昭典君） 議会からの報告事項は、別紙配付のとおりです。

昭典君) 以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第4 議案第1号

議長(高橋昭典君) これより、議案審議に入ります。
日程第4 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長(窪田昭仁君)

(登壇)
ただいま議題となりました、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分の内容についてご説明いたします。

今回専決処分をさせていただいたのは、令和2年度東川町一般会計補正予算(第12号)ですが、令和2年度における地方創生応援税制寄附金、企業版ふるさと納税について、後年度の事業費に充当することを目的に基金への積立分を増額するものであります。

それでは、専決処分をさせていただきました補正予算(第12号)について説明申し上げますので、補正予算書1頁をお開き願います。

令和2年度東川町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12,609,118千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月30日専決であります。

それでは、最初に歳入を説明しますので、6頁、7頁をご覧ください。

18款 寄附金、総務費寄附金、地方創生応援税制寄附金は、企業版ふるさと納税を財源として、新たな人材の育成、国際教育の推進、奨学助成制度、企業化支援、魅力発信の事業に取り組んでいますが、本町の取り組みに賛同いただいた企業約20社からの寄附が見込まれており、今回、令和3年度以降に事業を実施するために基金への積み立てを予定している14,000千円について増額いたします。

続いて、歳出について8頁、9頁をお開きください。

12款 諸支出金、基金費、まち・ひと・しごと創生基金事業は、歳入で計上した総額14,000千円について、7,000千円については竹内智香さんが運営する「&tomoka」との令和4年度以降に実施予定の連携事業の財源として、残る7,000千円については、令和3年度に実施する元文化庁長官である近藤誠一氏著書「日本の心」の制作費に充当するため、まち・ひと・しごと創生基金へ積み立てるものです。

以上が、議案第1号の専決処分に関する報告とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(高橋昭典君)

これより、専決処分の承認を求める令和2年度東川町一般会計補正予算(第12号)について、歳入・歳出一括して質疑に入ります。

7番、藤倉智恵子君。

7番(藤倉)

聞き逃したんですが、近藤なんかさん、7,000千円、どういふような

智恵子君)	お方でしょうか。
議長（高橋昭典君）	産業振興課長、菊地伸君。
産業振興課長（菊地伸君）	<p>ただいまのご質問ですが、私の方で近藤誠一様本人とやりとりしてきておりますので、私からご説明を申し上げます。</p> <p>近藤誠一さんについては、元文化庁長官を務めた方でございます。また、今現在は一般社団法人TAKUMI - Art du Japon代表理事を務めておられて、文化的な活動を主になさっているという方でありまして、以前、日本の匠という書物も発行されております。</p> <p>今回、日本人の心の原風景を識者20名ほどに取材をしまして、本にしたいという思いを持ち、日本の心という題名で書物を発行するという趣旨であります。</p> <p>対談者というか、取材者の相手方には、隈研吾氏がおられたり、本町と縁の深い加藤登紀子さんがおられるということで、出版社については、これも大変お世話になっておりますかまくら春秋社というところと取り組んでいるんですが、そこから依頼がありまして、これを発行するに当たって、企業版ふるさと納税を近藤誠一氏の人脈を中心に集めたいので東川町と連携して取り組ませていただけないかということで取り組まさせていただきましたという内容であります。</p>
議長（高橋昭典君）	<p>他に質疑ありますか。</p> <p>3番、飯塚達央君。</p>
3番（飯塚達央君）	<p>ということは、7,000千円を支出する代わりに企業版ふるさと納税を寄附いただけるような見込みだと、目論見だというふうな認識でよろしいでしょうか。</p>
議長（高橋昭典君）	産業振興課長、菊地伸君。
産業振興課長（菊地伸君）	<p>先程提案理由の中でご説明した内容につきましては、昨年度、2年度の専決補正ですので、2年度の収入として入ってくる数字が7,000千円という額であります。</p> <p>これについては、2つの企業からそれぞれ2,000千円、5,000千円ということになっております。</p> <p>併せて、個人の株主制度においても、個人の方より相当額のこれに対する寄附をしたいということでの寄附がございました。</p> <p>個人版のふるさと納税で受けた分については、そのまま基金で積み立てて、翌年度持ち越しをして、6月補正になると思うんですが、日本の心の出版に対する支出を新たに組ませていただいて、企業版ふるさと納税と個人のふるさと納税を財源とした形で支出を組ませていただきたいと考えております。</p> <p>なお、全体の事業費についてですが、20,000千円ということでありまして、個人版と企業版ふるさと納税合わせて、今はっきりしている数字で17,100千円あります。</p> <p>そして、この後、企業版ふるさと納税については、今積み立てをして</p>

3年度に回しましたけれども、3年度の収入として入ってくる部分も見込まれておりました、情報では、ヤフー株式会社から相当額の寄附を予定しているのので少し待っていただきたいという話で待っている状態です。

議長（高橋昭典君）

他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第1号について採決いたします。
本案は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決しました。

○日程第5 議案第2号

議長（高橋昭典君）

日程第5 議案第2号「令和3年度東川町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）

（登壇）
ただいま議題となりました、議案第2号 令和3年度東川町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由と補正内容について説明申し上げます。
1頁をお開き願います。
令和3年度東川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419,526千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10,547,526千円とする。
第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策並びに国の地方創生推進交付金の採択等により実施する、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に伴う事業費、社会システムの維持を目的とした新型コロナウイルス感染症対策事業費、地方創生推進交付金並びに地方創生テレワーク交付金の内示に伴う事業費、海外観光誘客魅力発信事業費について増額するものが主な内容であります。
それでは、最初に歳出8頁、9頁の事項別明細書をご覧ください。
2款 総務費、企画費、地域活性化・国際観光推進費、観光立国交流事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により海外からの観光客が入国できない状況が続いていますが、ポストコロナ、オリンピック後の観光サービス業経済回復のための国内外に対する情報発信事業として、訪日外国人旅行者向けパンフレット10か国分並びに2022年に没後100年を迎え、アイヌの物語として口承で何代にも語り伝えられてきた故知里幸恵氏の物語を映像化し、それを通じて本町の魅力を余すところな

く外国人旅行者誘致のための事業費として、海外観光誘客魅力発信事業交付金 90,000 千円を予算計上し、財源内訳については、その他は「写真の町」ひがしかわ株主基金 45,000 千円を、一般財源の 45,000 千円については特別交付税での措置を見込んでおり、それぞれ増額いたします。

次の地方創生推進事業費、大雪圏域観光振興プロジェクト事業は、旭川市、鷹栖町、東神楽町、比布町、愛別町、上川町、東川町で構成される観光地域づくり法人、一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO が中心となり、各自治体と連携を図りながら広域観光を進めてきましたが、今般の新型コロナウイルス感染症により、これまで進めてきたインバウンドを主に対象としてきたスノーリゾート地域の形成だけではなく、国内の観光需要やビジネス需要を取り込むための新たな観光スタイルの提案や観光需要の創出を図るための事業として 26,277 千円の予算計上をいたします。

内訳については、地域資源を活かした新たな観光コンテンツ開発や観光ガイドを実施する専門人材の雇用等に要する経費として、会計年度任用職員報酬 2,828 千円、諸手当 376 千円、社会保険料 577 千円、費用弁償 196 千円、消耗品 23 千円、地元デザイナーとの協働による看板やマップ作成などによるブランディング事業として、マウンテンリゾート事業委託料 5,000 千円、各季節毎のアクティビティを織り交ぜたワーケーションモデル事業として備品購入費 2,000 千円、アクティビティワーケーション事業交付金 2,662 千円、バーチャルツアーによるビジネス需要の発掘と誘致事業を図るため、バーチャルツアービジネス事業交付金 2,057 千円、本町の町づくり・自然体験による新たな修学旅行事業として、探求学習型修学旅行事業交付金 5,000 千円、アドベンチャートラベル事業の催行やプロモーションを実施するアドベンチャートラベル事業交付金 600 千円、町内のアクティビティ・体験コンテンツ・イベントなどの情報を一元化したアクティビティセンター事業交付金 4,500 千円のほか、大雪カムイミンタラ DMO 負担金 458 千円について、それぞれ予算計上いたします。

次の「適疎ワーキング」関係人口創出・拡大事業は、過密を回避し適疎な環境で都市部と東川町の二地域や東川町内で暮らし働くことを推進するための事業を実施するもので、町内フリーアドレス型ワークシステム構築検討、町内フリーアドレス型ワークシステム運営企画等、ワークスペース等環境改善、東川カルティベート・エコシステムによる地域内循環型ビジネスの創出、「東川オフィシャルパートナー制度」締結企業を活用した事業創出支援、起業・第二創業支援、「KAGU の家ヴィレッジ」等連携事業、民間企業等との対流促進事業、外部人材や資金を活用した本町固有の関係企業との関係人口の創出、人材活用型イノベーションの創出、関係人口拡大プロモーション等事業などの事業を実施する「適疎ワーキング」関係人口創出・拡大事業委託料 140,000 千円を予算計上いたします。

なお、地方創生推進事業費の財源について、国庫支出金は地方創生推進交付金 83,138 千円、その他は「写真の町」ひがしかわ株主基金 39,000 千円のほか、地方創生応援税制寄附金、企業版ふるさと納税を 5,000 千円、一般財源は特別交付税 39,068 千円、財政調整基金 71 千円を増額します。

次の地方創生推進費、地方創生テレワーク交付金事業は、本町の豊かな自然環境、旭川空港への立地環境、家具の産地などの本町が有するテ

レワークの優位性を最大限活かす事業として、屋内外問わず自由に働きたい、町民と交流しながら働きたいというニーズに応える「屋内外一体型町民交流」テレワーク施設、子連れの家族等が子どもと一緒に働きたいというニーズに応える宿泊滞在機能を有した「家族ワーク」テレワーク施設、少人数個室利用ができ、集中的な作業やオンライン会議等を行いたいというニーズに応える「個室ワーク」テレワーク施設として、ギャラリーZen、旧岩島邸、東町会館を改修する事業費として、工事請負費75,141千円を計上するほか、ソフト事業については、利用者の利便性を図ることを目的に、施設予約システムの構築を図ると共に、必要備品購入のための事業費として、テレワークデータベース構築推進委託料11,990千円、備品購入費13,137千円を計上します。

財源については、国庫支出金は地方創生テレワーク交付金75,201千円、その他は「写真の町」ひがしかわ株主基金5,000千円、一般財源は財政調整基金20,067千円を増額いたします。

次の新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業は、社会システム維持として、社会福祉事業所、飲食店などの事業活動の維持を目的に衛生機器等を事業者に貸与することで、感染防止を図ることを目的に備品購入費30,000千円を予算計上し、財源については財政調整基金を充当いたします。

次の4款 衛生費、保健衛生費、予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、令和2年度補正予算（第9号）、（第11号）において議決をいただきましたが、令和3年度予防接種を実施する医師又は医療機関に対して支払う予防接種委託料32,981千円を計上し、財源については、国庫支出金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を増額します。

以上が歳出の説明です。

次に、歳入について、6頁、7頁をご覧ください。

11款 地方交付税、特別交付税、次の15款 国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、国庫補助金、総務費国庫補助金、地方創生推進交付金、地方創生テレワーク交付金、18款 寄附金、総務費寄附金、地方創生応援税制寄附金、次の19款 繰入金、基金繰入金、「写真の町」ひがしかわ株主基金繰入金、次の財政調整基金繰入金は、歳出で説明した各事業実施に伴う財源として、それぞれ予算計上いたします。

以上が、議案第2号 令和3年度東川町一般会計補正予算（第1号）の説明であります。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）

これより、歳入・歳出全款一括して質疑に入ります。
3番、飯塚達央君。

3番（飯塚達央君）

町長にお答えいただきたいなどと思ひまして、お尋ねします。

今回の補正予算の中で、主な項目として、適疎ワーキングですとか、地方創生テレワークということで、なかなか耳慣れない、一般の方にとってなおさら耳慣れない事業をするということで、その辺町長の方から説明いただけたらなというふうに思っているんですけども、その中でも特に、今回、適疎ワーキングに関しましては140,000千円の事業に対して地方創生推進交付金の方が70,000千円しかつかなかったということで、

株主基金だとか、ふるさと納税だとか、一般財源も含めて町の負担もあるというふうになっているんですけども、それをしてでも適疎ワーキングという事業を進めていく目的というんでしょうか、その辺りをお聞かせいただきたいということ。

併せて、町内3施設においてテレワーク施設を設置するという事柄なんですけども、正直、私自身も含めてテレワークというものを経験していない町民さんも多い中で、どちらかというとなら外的な、テレワークという町外の方が東川町に来てテレワークするというふうなイメージがどうしても強いんですが、今回、町内の3施設においては、その限りではなく、町内の方も家族連れでテレワークに使っていただくというふうな趣旨ではあると思うんですけども、実際の運用というか、その辺りが馴染みがないということもありまして、狙いが今一つわからないかなというふうに思います。

そして、適疎ワーキングによって関係人口を創出したり拡大するという事業を行うということであるんですけども、それによって東川の町民の方がどのような恩恵を受けていくのかというメリットが今一つ見えづらいというか、行政の方たちが描いていらっしゃる構想が見えづらいというんでしょうかね。その辺りも含めまして、東川町がテレワークを推進していくことによって将来どういうものを描いていらっしゃるのかということをもう少しわかりやすく町長の方から説明していただければ幸いかなと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

ただいま2つの補正予算の関係で町が描く構想についてお話をしてほしいと、こういう話でございました。

特に、今回コロナが1年余りにわたって感染をしておりますし、また、いつ終息するかわからないと、こういう状況になっている訳です。

こういう中で、社会の基盤であるとか、構造であるとか、規範というものが変わってきております。どういうふうに変ってきているかというところ、また、変わってきておりますし、変えなければいけないと思うんですが、一つは過密から密を避けた適疎のような、我が町のように過密でもない過疎でもない程よい疎のある空間への構想といたしまして、基盤が変わりつつある。さらにまた、垂直の社会から水平社会ということで、東京のような高層ビルから横に長いような空間の移行といたしまして、そういうことも考えていかなきゃなりませんし、或いはSDGsというんでしょうか。そういう環境問題を考えるときにはコンクリートから木造社会への変更なんかも出てくるのではないかと思います。

ですから、こういう時代の中に、我々としてどういうことができるかということをしつかり考えながら、そして、それを考えて、住民の皆さん方の福祉の向上にどう役立てていくかということを考えていかなければいけないと思っております。

農村の人口というのは間違いなくどの自治体も減っていくというふうな見込みというのは立っている訳でありまして、私たちだけの町が人口が減らないなんていうことはそう続くものではないと思っております。

そういう中で、地域の消費を停滞させない、そういう仕組みを作るた

めにはどうするかというと、やっぱり町の魅力、こんなものをしっかりと発信をしながら、多くの方々に来ていただく。それは関係人口、住民と色々な面で関わりのある関係人口を確保していくということが大変重要ではないかと思っています。

まず一つは、人口対策を考えるということなんですけれども、人口対策を考える場合に、定住者もしっかりと確保しなきゃなりません。そして、減少しないように考えていくということが非常に重要だと思いますけれども、一方においては、ハブ機能といいたししょうか。東川町の様々な魅力を求めて多くの方々に来ていただく。それは交流人口もあるでしょうし、関係人口もある。特に、住民の皆さんと様々な関係を持ってもらって、関係人口として東川へ訪れていただく。その関係人口の方々が1時間でも1日でも1週間でも1カ月でも長く東川町に滞在をしていただくということをまず考えていく必要があると思うんです。そのことによって減少する人口をカバーする。そして、消費の減退を食い止めるということに繋がっていくのではないかと思います。ですから、そういう意味での人口対策ということ。

今、地方創生ということが行われておりますけれども、この地方創生は、私はいつもお話を申し上げるんですけれども、3Genを確保して、それを循環させるということで地方創生というのは成り立っていくのではないかと。

その3Genというのは、一つは人間です。人間を確保するためにはハブ機能ということで移住者、定住者を確保する。そして、ハブ機能ということで関係人口を確保する。そういう人間が。そして、資源。様々な資源がありますし、文化的な資源もあるし自然的な資源もある。或いはこれから我々が作り出す資源も含めている訳ですけども、そういった資源を利活用しながら、財源をどう確保するかということだと思っんです。確保した財源を人間、人口、東川の住民に対してどう還元していくかということだと思っんです。

高齢化がどんどん進んでくる、少子化も進んでくる。そういう中で住民が求めるサービスというのは大変多い訳ですけども、そういうニーズに応えるためには財源がなければ応えることができないんです。

ですから、今我々がやろうとしているのは、将来に向かってどう財源を確保していくか、その財源確保対策でもあるというご理解をいただきたいと思っんです。

適疎ワーキングということではありますが、先程お話し申し上げたように、都会から東川町へ来ていただいて、1日でも1時間でも長く滞在をしていただけるような、そして仕事をしていただけるような仕組みの関係をしっかりと作っていかうということでもありますし、それから、テレワークの3カ所の話、家族の問題もありましたけれども、住民の皆さんがテレワークするということはまず考えづらい。我々は適疎な良いところに住んでいる訳ですから、それをわざわざ自分の職場を放棄してそこに行って働くということは極めて考えづらい訳ですけども、東川住民以外、住民も中にいるかもしれませんが、住民以外、周辺の方々、或いは都会から来るの方々含めて、町中に滞在していただいて利用していただく。そして、お金を東川町で使っていただくような、そういう仕組み。準人口的な扱いを確保していくということで、これらの事業というものを展開しようとしている訳です。

ですから、先程お話を申し上げましたように、人間、資源、財源、そ

して、人間という住民に対してサービスの向上を図るためにこれらの事業を展開するというご理解をいただきたいと思ひます。

議長（高橋昭典君）

他に質疑ありませんか。
6番、畑中雅晴君。

6番（畑中雅晴君）

地域活性化・国際観光推進費についてお聞きしたいんですけども、海外観光誘客魅力発信事業ということで90,000千円という予算で組んであるんですけど、一般財源が45,000千円、特定財源のその他45,000千円、こういった形になっていると思うんですけども、今こういうずっとマスクをつけなければいけない状況がずっと1年間続いている中で、一般財源の45,000千円をかけて海外の観光客の誘致のこの事業をやる意味というのを教えてほしいのと、そして、一般財源と特定財源のこれは何かの交付金なのか、もうちょっと細かく、どういう流れでこの金額が成り立っているのかということをお教えしてほしいです。

議長（高橋昭典君）

副町長、市川直樹君。

副町長（市川直樹君）

ただいま観光立国の関係のご質問いただきました。
まず、財源の内訳の関係でございますけども、提案説明の方でもご説明を申し上げましたように、その他というのは株主基金の45,000千円を予定しているということ。それと、一般財源の45,000千円については、特別交付税が45,000千円ということで、基本的な町の一般財源というのは支出しないという考え方で計上させていただいております。昨日もご説明しましたように、ポストコロナ、コロナ明けに向けての取り組みということで、令和2年度の事業として、北の残照という写真集兼映像兼物語を記載した写真集というものを制作しております。それを新年度の予算の中で10カ国の言語に訳をつけて、東川の魅力、或いは大雪山の魅力というものを発信し、往来が再開した時に来てもらえるようなことを、現在、東川町の方で働いていただいているCIRだとか、或いは大使館だとかというところを通じて広くPRするための準備をしていきたいというものでございます。

それと併せまして、映像という部分では、説明させていただきました知里幸恵さんの映像化というところを踏まえた60,000千円というのをも併せて90,000千円ということでございますが、これは先程の飯塚議員のご説明にもありましたように、当初は適疎ワーキングという中での展開を考えていた訳ですけども、実際には400,000千円の事業申請をして140,000千円ということの決定をいただいたものですから、その部分については別枠で特別交付税で予算をまず確保して事業を推進させていただく。併せて、6月頃に予定があります地方創生の方で新たにこの事業を別事業として申請させていただく予定をしておりますので、もし予算がつけば、特別交付税で計上した部分については執行せずに実行できるというような予定をしておりますので、そういった意味でご理解をいただければというふうに思ひます。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡
市郎君）

先程の飯塚議員の関係で、財源の話、私ちょっと忘れていたのではないかと思うんですが、当初400,000千円であげておりました、最終的に140,000千円になりましたけれども、勿論、補助金の額も400,000千円から140,000千円と減少になっている訳ですけども、財源負担の割合等については何も変わってない訳で、400,000千円が140,000千円になったからといって一般財源を多く増やすというようなことは全くありません。

当初から交付金、特別交付税。そして、残りはふるさと納税を充てるという、ひがしかわ株主の投資を充てるという予定でございましたので、充てる金額が減ったというだけの話でございまして、それがいわば先程の映画の方の観光の方に変更になったという程度でございまして、財源的にはなんら大きく変わる場所はないということでご理解いただきたいと思えます。

議長（高橋
昭典君）

他に質疑ありませんか。
2番、山家祥幸君。

2番（山家
祥幸君）

一つは、大雪圏観光振興プロジェクトの中の会計年度の職員は、もう既に採用されている方なのか、それとも、これから新しく採用する方なのか。

それと一つ、適疎ワーキング、それからテレワークの中で、新たにZenとか岩島邸とか東町会館というところのリフォームをする訳なんですけども、長期滞在とかそういうことを考えていったら、ケビンが非常にそういう面ではいいんじゃないかと思うんですけども、それを踏まえた中で、やはり交流人口といいますか、都会の方たちというのはやっぱり自然回帰ということ非常に望んでいると思うので、その辺もお考えになってテレワークのエリアとして考えていくということはいかがでしょうか。

議長（高橋
昭典君）

産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課
長（菊地伸
君）

ただいまの質問でございまして、まず、会計年度職員の関係であります、これは既に勤めておられる、以前は保護協会の中で雇用しておりました高橋さんという方を今回この事業の財源を使いまして雇用するというふうに切り替えるということですので、ご理解をいただければと思えます。勤務場所については、ビジターセンター内ということになります。

また、次のテレワークの関係で、キトウシのケビンも長期的な利用の中でというお話でしたけども、実際に施設の改修等については対象には今この補正予算ではなっておりませんが、例えばテレワーク交付金の中のソフト事業としてテレワークデータベース構築推進委託料というふうに見ておりますが、テレワーク施設であるとか宿泊施設を含めた予約システムを構築するとか、そういう仕組み化を検討する経費でもありますので、仕組みを構築していく経費でもありますので、今ところはその中にケビン等も取り入れた中で、どういうふうに活用できるのか、効率的に運用できるのか、利用をあげていけるのかということを検討しようということでご理解いただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）

他に質疑ありませんか。
11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）

財源のことについて確認をさせていただきたいんですけども、地方創生推進事業等で10個の申請をして、殆ど、減額ありましたけど、いただけるというお話を伺っています。

例えば、多文化・多世代共生のまちづくり“東川版生涯活躍のまち”、3年目になりますけども、例えばこの場合、およそ400,000千円ですけども、国の交付金が2分の1。その他、道とか、或いは起債とかが4分の1。残りの4分の1を町が真水で出すというふうに理解しております。

全体的に他の9つの事業も基本的に財源は4分の1、25%は町の負担ということで理解していいのか。

その場合、その他に別な財源で色々負担するものがあるって、一般財源からどの程度出されていくものなのか、概略でいいんですけども、お知らせいただければと思います。

議長（高橋昭典君）

企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

地方創生推進交付金、それから拠点整備交付金、そして道整備交付金というものを含めて令和3年度は10の事業を実施させていただくことになっております。予算額といたしましては、総額で1,658,999千円となっております。

それに対しまして、推進交付金でございますが、718,559千円。それから、計画の中には企業版ふるさと納税によります事業も含まれておりますので、企業版ふるさと納税の額が215,000千円。それから、「写真の町」ひがしかわ株主基金からの分としましては165,792千円。この中には、森林環境に関する部分もございますので、森林環境譲与税を6,690千円。それから、基金の関係。公共施設の整備基金については2,940千円。そして、起債の関係でございますけども、234,700千円。234,700千円のうち、交付税で補てんされる部分につきましては124,004千円ということで見込んでございます。そして、一般財源につきましては、315,318千円を見込んでございますが、このうち195,120千円については、特別交付税で措置がされるという予定でございます。地方創生推進交付金のソフト事業につきましては、2分の1が国庫補助を受けることとなりますが、残る2分の1、いわゆる全体事業費の4分の1につきましては、特別交付税で措置がされます。その部分が195,120千円ということで、実質の町の負担として現在見込んでおりますのは230,894千円ということで、全体の事業費に対しての町の負担については14%というような内容で事業展開していきたいということで考えてございます。

それから、テレワーク交付金については、新型コロナの地方創生臨時交付金で、町が負担する部分の8割を負担いただくということになっておりまして、それを入れますと町の負担分については210,841千円ということで、負担割合については13%ということでの財源内訳で事業を実施していく予定をしておりますのでご報告させていただきます。

議長（高橋
昭典君）

他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第2号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」
の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第2号「令和3年度東川町一般会計補正予算（第1号）
について」は、原案のとおり可決されました。

○閉 会

議長（高橋
昭典君）

これで、本日の日程は全部終了しました。
以上をもって、令和3年東川町議会第3回臨時会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを
証するためここに署名する。

東川町議会議長 高橋 昭典

会議録署名議員 畑中 雅晴

会議録署名議員 藤倉智恵子